

委員名簿

(敬称略／五十音順)

NPO法人 自立生活サポートセンター・もやい理事長	稲葉 剛
新宿区福祉部生活福祉課長	井下 典男
首都大学東京都市教養学部教授	岡部 卓
釧路市福祉部生活福祉事務所生活支援主幹	榑部 武俊
東京労働局職業安定部職業対策課課長補佐	小林 博志
有限会社 ビッグイシュー日本 東京事務所販売サポート担当	佐藤 えり子
明治学院大学社会学部教授	新保 美香
NPO法人 自立支援センターふるさとの会理事(日本精神保健福祉士協会)	瀧脇 憲
NPO法人 文化学習協同ネットワーク若者自立支援事業統括責任者	藤井 智
NPO法人 リロード代表	武藤 啓司
NPO法人情報センターISIS大阪代表・NPO法人名古屋オレンジの会代表	山田 孝明
社会福祉法人 天竜厚生会高齢者支援事業部長(日本社会福祉士会)	山村 睦

- 自治体による自立支援・就労支援の現状分析
- 国が支援している「就労意欲喚起等事業」や「子どもの健全育成支援事業」の現状分析
- 自治体やNPO等による先進事例スタディ
- 環境整備のための提言

(提言例)

- ・行政と協同できるNPO等のリスト作り
- ・NPO等への支援策
- ・就労支援員・自立支援員の確保支援
- ・社会的居場所づくりのノウハウの蓄積
- ・事業の評価・検証手法の確立

4 無料低額宿泊施設等への対応

無料低額宿泊施設等に対する対応について

当面の対応

- 法的位置付けのない施設及び無料低額宿泊施設の調査結果の公表(平成21年10月)
- 調査結果を踏まえ、自治体に対し、改善指導する通知の発出
(平成21年10月20日社援保発1020第1号保護課長通知)
 - ①訪問調査の徹底及び劣悪な居住環境にある場合などの転居支援、②防火安全体制の確認の協力、③未届施設に対する届出等の要請及び関係部局との連携、④生活保護費の適正な交付、⑤無料低額宿泊施設の収支状況の公開について

地方自治体に対し、改善指導の状況をフォローアップ(平成21年11月～12月)

今後のさらなる対応の検討

1 法規制の是非も含めた無料低額宿泊施設等に関するさらなる見直し

省内検討チームを設置(平成21年10月)し、元入居者、支援者、事業者、及び地方自治体の方々など関係者の意見を聴取し、多角的に検討。
→ 対応可能なものから随時速やかに実施

2 必要な予算の確保

- ・ 優良な無料低額宿泊施設に対する(財政支援)
- ・ 専門職員による無料低額宿泊施設に対する巡回相談・指導

平成22年度予算に計上。

平成21年度第二次補正予算に計上。

3 その他(生活保護の運用改善)

関係通知の改正(劣悪な施設から適切な法定施設へ転居する際に必要な敷金等の支給要件の拡大等を予定)

※ 平成22年度より「貧困問題と貧困ビジネスを考える民主党議員の会」により、新たな法規制について検討中。

5 漏給防止・濫給防止対策の推進

生活保護の適正実施のための取組について

- 保護を必要としている者に対して、適切に保護を実施(漏給防止)し、保護をすべきでない者に対しては保護をしない(濫給防止)ことが重要。
- 行政刷新会議の指摘等も踏まえ、平成22年度予算等において以下の取組を実施

漏給防止策

- ・ 保護の相談における適切な窓口対応等【平成20年4月、平成21年3月に通知発出】
→申請権の尊重、住まいのない方に対する現在地保護の徹底について指導
- ・ 「辞退届」に基づく保護の廃止の適切な取扱い【平成20年4月に通知発出】
→本人の任意かつ真摯な意思に基づかない「辞退届」を強要しないよう指導
- ・ 国、都道府県及び指定都市が福祉事務所に対して行う事務監査において、上記を踏まえた指導監査を実施

濫給防止策

- ・ 資産等(貯金、年金受給権、所得等)調査に関する関係機関(金融機関、社会保険事務所、自治体の税務部局等)との連携
 - ・ 暴力団員に対する生活保護の適正化
- (行政刷新会議での指摘等を踏まえ、平成22年度予算等において実施)
- ・ 医療扶助のレセプト点検の強化(福祉事務所における外部委託の推進)
 - ・ 劣悪な無料低額宿泊施設等の入居者に対する住宅扶助費の適正化
 - ・ 生活保護受給者の就労促進(福祉事務所に配置する就労支援員の増)

医療扶助における他法他施策の優先適用の徹底について

1. 基本的考え方

生活保護法の決定実施にあたっては、「補足性の原理」により、他法他施策の優先が前提。

2. 現在の事務の実施状況

会計検査院の实地検査により、いくつかの実施機関において、他法他施策、特に障害者自立支援法に基づく自立支援医療(更生医療)との関係について、自立支援給付を適用すべきなのにできていない事例が見受けられた。

3. 今後の対応

- 被保護者の病名確認を的確に行い、適用可能性がある者に対しては、遅滞なく適用に向けた申請指導を行うとともに、申請結果について本人からの聴取、障害担当課からの結果通知等により適切に把握するよう管内実施機関に対し指導を徹底されたい。
- 現在は自立支援医療適用の医療を受けていない継続ケースについても、身体障害者手帳を有している方等のレセプトは重点的に点検調査を実施されたい。
- 平成22年度から新たに地方厚生局の生活保護監査官により、都道府県・指定都市・中核市本庁に対して、生活保護の医療扶助にかかる施行事務監査を実施する。

平成22年度の地方厚生局監査事項は、会計検査院の指摘を踏まえ、自立支援医療制度の適用状況に着目した監査を実施する予定。

生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書等の 点検の徹底及び緊急調査の実施について

【背景】

- 先般、大阪市の生活保護受給者が、うつ病等の病気を装って、医療機関から向精神薬を大量に入手して転売しているとの報道があった。
- 生活保護の不正受給は、生活保護制度に対する国民の信頼を揺るがす問題であり、厳正な対応が必要である。
- 今回の事案と同様のケースが他の自治体でも発生していないかを把握するため、全自治体に通知を発出するとともに、緊急サンプル調査を実施することとした。

【対応】

- 今回の事案を踏まえ、同一月における重複受診等の結果、向精神薬が過剰に処方されているケースがないか点検実施を依頼。
- 点検の結果、不適切な受療行動を把握した場合には、主治医・嘱託医と連携の上、受給者に対する改善指導を依頼。
- 他地域における類似事案がないか把握するために、向精神薬を処方されている生活保護受給者が重複受診していないかについて、緊急サンプル調査を実施するとともに、不適切な受療行動があった場合にはその後の改善状況について厚生労働省に報告※。

※ サンプル調査については平成22年5月末日までに、改善状況については平成22年7月末日までにそれぞれ厚生労働省に報告いただくよう依頼。

通院移送費の適正化について

- 医療扶助の通院移送費については、平成20年度に、それまで「移送費に必要な最小限度の額」としかなかった給付基準について、給付範囲及び給付手続きを明確化した。

平成21年度改正の趣旨

- ・ 平成20年度の改正は「移送に必要な最小限度の額」というこれまでの基準を変更するものではなく、もとより、被保護者の方が必要な医療を受けられなくなることがあってはならず、必要な交通費は支給されるべきであるという趣旨を周知してきたところであった。
- ・ しかし、その後、一部自治体において本来通知で示した一定の手順に従い、個々の事案ごとにその内容を審査した上で、移送の給付決定を行うべきところ、画一的な取扱いによって、認められるべき必要な交通費が支給されない事案等が見受けられたこと等を踏まえ、改めて局長通知を改正し、給付範囲及び給付手続き等の徹底を図る。

改正のポイント

- ① 実施機関における個々の事案ごとに内容の審査が行われるよう、画一的な取扱いと誤解を与える文言について以下の改正を行う。
 - ・ 給付の範囲について、国民健康保険の例による「一般的給付」と同例によらない「例外的給付」という給付範囲の文言については、区分せずに並列列挙する。
 - ・ 「身体障害等」「へき地等」と例示していた文言について削除
 - ・ 「交通費の負担が高額になる場合」という表現の削除
- ② 支給決定に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにする。
- ③ 要保護者に対して文書により、事前申請等給付手続きの周知を図る。

6 生活保護基準未満の低所得世帯数の推計

生活保護基準未達の低所得世帯数の 推計について

平成 22 年 4 月 9 日
厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護基準未満の低所得世帯数推計の概要、留意点

- 全国消費実態調査及び国民生活基礎調査の個票データを特別集計し、一定の仮定を置いて推計した。

平成16年全国消費実態調査(集計世帯数:55,093世帯)

平成19年国民生活基礎調査(集計世帯数:世帯票229,821世帯、所得票・貯蓄票23,513世帯)

- 生活保護基準は年齢別、世帯人員別、所在地域別に基準額が定められており、最低生活費は個々の世帯の状況によって異なる。このため、推計に当たっては、各調査の個票データから、個々の世帯の最低生活費を算定した。また、収入から税、社会保険料及び勤労控除を控除して認定所得を算定した。

※ただし、住宅扶助については家賃地代支出データが得られる全国消費実態調査のみ勘案した。また、実費を保障する医療扶助等については捨象した。

- その上で、最低生活費と認定所得とを比較し、認定所得が最低生活費を下回る世帯を生活保護基準未満の低所得世帯とした。

(留意点)

- 統計データからは、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価額(換金可能額)は把握できず、推計には限界がある。
- また、生活保護の適用に当たっては、収入と保有する資産だけでなく、親族からの扶養、稼働能力の有無によって判定される。
- さらに、生活保護は申請に基づく開始を原則としており、「生活保護基準未満の低所得世帯数」が、申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている要保護世帯(いわゆる漏給)の数を表すものではない。

(推計方法)

1 平成16年全国消費実態調査特別集計による推計

(1) 生活保護基準未満の低所得世帯数の推計

ア 最低生活費の算定

最低生活費1＝生活扶助(第1類費、第2類費、老齢加算、母子加算、児童養育加算)＋教育扶助
最低生活費2＝最低生活費1＋住宅扶助

※保護基準は平成16年度基準。11月～3月まで適用される冬季加算は基準額の12分の5を計上。住宅扶助は特別基準額(注1)を上限に実際の家賃支出を計上。

(注1)住宅扶助特別基準は一般基準によりがたい場合に適用されるもので、都道府県・政令市・中核市毎に級地(市町村単位)別に基準額が定められている。

イ 認定所得の算定

認定所得(月額)＝年間収入(注2)／12－所得税－社会保険料－勤労控除

(注2)「年間収入」とは、平成15年12月から16年11月までの1年間の年間収入(税込み)をいい、勤め先収入、事業収入、内職収入、財産収入、公的年金・恩給、企業年金・個人年金受取金、親族などからの仕送り金等を合計したものである。

ウ フロー所得による生活保護基準未満の世帯数の推計

認定所得が最低生活費未満となる世帯数を、抽出率調整を行ってカウント

エ 資産(注3)の保有要件も考慮した生活保護基準未満の世帯数の推計

ウの生活保護基準未満の世帯のうち、次の条件を両方とも満たす世帯数を、抽出率調整を行ってカウント

① 貯蓄現在高(注4)が最低生活費1ヶ月未満(保護開始時の要否判定基準)

② 住宅ローンがない(ローン付住宅を保有する世帯は当該住宅の活用が前提)

(注3)「資産」には、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価額(換金可能額)は含まれない。

(注4)「貯蓄現在高」とは、平成16年11月末現在における郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金払込総額、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等の貯蓄の合計をいう。

(2) 低所得世帯率の推計

次の算式で推計した。

低所得世帯率①＝(1)のウの世帯数／総世帯数

低所得世帯率②＝(1)のエの世帯数／総世帯数

(3) 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)の推計

次の算式で推計した。なお、被保護世帯数は、平成16年被保護者全国一斉調査(個別調査)による平成16年7月1日現在の推計世帯数である。

保護世帯比①＝被保護世帯数／(被保護世帯数＋(1)のウの世帯数)

保護世帯比②＝被保護世帯数／(被保護世帯数＋(1)のエの世帯数)

2 平成19年国民生活基礎調査特別集計による推計

(1) 生活保護基準未満の低所得世帯数の推計

ア 最低生活費の算定

$$\text{最低生活費} = \text{生活扶助(第1類費、第2類費、母子加算、児童養育加算)} + \text{教育扶助} + \text{高等学校等就学費}$$

※保護基準は平成18年度基準(所得データが前年所得のため)。
11月～3月まで適用される冬季加算は基準額の12分の5を計上

イ 認定所得の算定

$$\text{認定所得(月額)} = (\text{年間所得(注5)} - \text{年間所得税} - \text{年間社会保険料}) / 12 - \text{勤労控除}$$

(注5)「年間所得」とは、平成18年1月から12月までの1年間の所得(税込み)をいい、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得、財産所得、社会保障給付金、仕送り、企業年金・個人年金等を合計したものである。

ウ フロー所得による生活保護基準未満の世帯数の推計

認定所得が最低生活費未満となる世帯数を、抽出率調整を行ってカウント

エ 資産(注6)の保有要件も考慮した生活保護基準未満の世帯数の推計

ウの生活保護基準未満の世帯のうち、貯蓄現在高(注7)が最低生活費の1ヶ月未満(保護開始時の要否判定基準)の世帯数を、抽出率調整を行ってカウント

(注6)「資産」には、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価額(換金可能額)は含まれない。

(注7)「貯蓄現在高」とは、平成19年6月末現在における郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・個人年金保険等の掛金の払込総額、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等の貯蓄の合計をいう。

※国民生活基礎調査では住宅ローンの有無は不明

(2) 低所得世帯率の推計

次の算式で推計した。

$$\text{低所得世帯率①} = (1) \text{のウの世帯数} / \text{総世帯数}$$

$$\text{低所得世帯率②} = (1) \text{のエの世帯数} / \text{総世帯数}$$

(3) 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)の推計

次の算式で推計した。なお、被保護世帯数は、平成19年被保護者全国一斉調査(個別調査)による平成19年7月1日現在の推計世帯数である。

$$\text{保護世帯比①} = \text{被保護世帯数} / (\text{被保護世帯数} + (1) \text{のウの世帯数})$$

$$\text{保護世帯比②} = \text{被保護世帯数} / (\text{被保護世帯数} + (1) \text{のエの世帯数})$$

調査結果概要

- 平成16年全国消費実態調査による推計結果のほうが、平成19年国民生活基礎調査による推計結果よりも低所得世帯率は小さく、低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は大きい傾向がみられる。これは、前者のほうが後者よりも世帯当たりの年間収入と貯蓄現在高の推計値が高いことによると考えられる(いわゆる「統計のクセ」 ※両調査の比較については11頁参照)。

	平均年間収入	第1-5分位の境界値	平均貯蓄現在高
平成16年度全国消費実態調査	598万円	287万円	1,425万円
平成19年度国民生活基礎調査	567万円	214万円	1,143万円

- また、保護世帯比の推計に当たり、生活保護基準未満の世帯は全て生活保護を受給していないと仮定している(注)。

このため、低所得世帯に被保護世帯が含まれている場合には、保護世帯比は過小評価されることとなる。

(注) 年間収入には生活保護費を含めた社会保障給付費が含まれる。ただし、収入額から生活保護費を分離することが不可能であり、個票データから生活保護受給の有無を判定できない。

	低所得世帯率		低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)	
	所得のみ	資産※1を考慮	所得のみ	資産※1を考慮
H16全国消費実態調査 最低生活費1 (生活扶助+教育扶助)	4.9 %	0.3 %	29.6 %	87.4 %
H16全国消費実態調査 最低生活費2 (最低生活費1+住宅扶助)	6.7	0.7	23.8	75.8
H19国民生活基礎調査 (生活扶助+教育扶助+高等学校等 就学費※2)	12.4	4.8	15.3	32.1

※1 資産には、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価額は含まれない。また、親族からの扶養や稼働能力の有無などが不明であるため、上記低所得世帯が保護の受給要件を満たしているか否かは判断できない。さらに、仮に保護の要件を満たしていても、生活保護は申請に基づいた制度であることから、今回の調査から得られた「保護世帯比」が、申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている要保護世帯(いわゆる漏給)の割合を表すものではない(2ページ参照)。

※2 高等学校等就学費は平成17年度に創設された。

1 全国消費実態調査(最低生活費1)

- ・ 収入が最低生活費1(生活扶助、教育扶助)未満の世帯は、資産を考慮しないフロー所得のみで見た場合、約231万世帯(4.9%)、資産を考慮した場合、約14万世帯(0.3%)と推定される。
- ・ 世帯類型別に見ると、母子世帯の低所得世帯率が最も高く、フロー所得のみの場合で48.4%、資産を考慮した場合で7.5%と推定される。
- ・ 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は、フロー所得のみの場合で29.6%、資産を考慮した場合で87.4%と推定される。

	全世帯数 A	最低生活費未満の世帯 B	うち資産要件を満たす世帯 C	被保護世帯数 D	低所得世帯率① B/A	低所得世帯率② C/A	保護世帯比① D/(B+D)	保護世帯比② D/(C+D)
	万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	%	%	%	%
総数	4,674	231	14	97	4.9	0.3	29.6	87.4
単身世帯	1,307	97	5	71	7.4	0.4	42.3	93.5
高齢者世帯	474	51	3	38	10.7	0.6	42.6	92.7
その他の世帯	833	47	2	34	5.6	0.2	42.1	94.3
2人以上世帯	3,367	133	9	26	4.0	0.3	16.1	74.1
高齢者世帯	416	12	0.4	5	2.9	0.1	28.1	92.3
母子世帯	33	16	2	8	48.4	7.5	34.1	77.0
その他の世帯	2,918	106	6	13	3.6	0.2	10.8	67.5

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これに18歳未満の者が加わった世帯をいう。「母子世帯」とは、現に配偶者がいない65歳未満の母親と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。

(資料)平成16年全国消費実態調査特別集計、平成16年被保護者全国一斉調査(個別調査)